

れないままに、「大学において教員を養成する」という教員養成の原理を根本的に検討してこなかったことは問われるべき問題かもしれない。さらに、教員の需給関係や保護者の選択権を重視した教員養成も今後考慮される必要があるのかもしれない。これまで、我が国の教員養成について学んできた我々の研究に、イギリスの教員養成という鏡を通して再吟味を迫る新たな視点が発見できたように思う。参加者は、22名。

(文責 堀井啓幸)

通学区域制度の弾力的運用を考える

企画者 三上 和夫 (神戸大学)
 葉養 正明 (東京学芸大学)
 本図 愛実 (京都大学)
 提案者 葉養 正明 (東京学芸大学)
 三上 和夫 (神戸大学)
 貞広 斎子 (お茶の水女子大学大学院)
 本図 愛実 (京都大学)
 笹井 弘之 (香川県教育委員会)

1. 企画趣旨

本ラウンドテーブルは、通学区域弾力化に関する昨今の政策の変容に対する評価ならびに分析手法についての議論を目的として企画された。とりわけ、本課題については、実態が変容過程にあるという認識から、企画者は今後も継続的に議論を行っていくことを予定しており、その初回として、今回は、多様な立場と手法を提起しあうことを主たる開催目的においた。

2. 提案

まず、葉養会員による提案趣旨が紙面参加により行われ、1) 通学区域制度の運用について「厳格な学校指定制」と「学校選択の完全自由」の両極以外に通学区域制度の運用はありえないのか、2) 各地方自治体がそれぞれの実状に即した多様なモデルを考えればよいのではないか、という問題提起ならびに同会員の課題に対する基本認識が示された。

つぎに、三上会員により、企画者としての趣旨説明もかねた、通学区域制度を評価する諸観点がカタログ式に提案された。それらは、1) 通学区域規制という事実およびその根拠、2) 規制緩和政策の進行とその性格の確認、3) 通学区域の構造と技術、4) 緩和政策研究の諸側面—通学区域の政治経済学にむかって、である。1)～3)の観点における主たる内容は、1) 規制の歴史的解釈、私立との対応関係、小中学校と高校

のちがい、2) 現行の規制緩和ならびに地域性をどのように理解するか、3) 対象の操作可能性、代替手段の可能性、居住空間との関係、であった。最後の4)については、課題の総括的把握をめざすものであり、報告レジュメにそってタイトルをあげておくと、1) 都市居住と教育にとってのフローとストック、2) 他の大都市規制の変更と対応関係、3) 自律的な通学区域理論はありうるのか、4) 緩和の後の「優先順位」または「逆優先順位」、5) 事例研究の深部にひそむ主題の例示、である。

貞広氏は、学校選択制について多面的な政策評価が必要であるという観点から、その一つとして物的・地理的条件からみた学校選択制導入の可能性について提案を行った。同氏は、計量地理学を応用して、①所与の条件(学校数、自治体の面積、人口)と②政策上の変更可能な変数(徒歩限界距離、バス停からの利用限界距離、導入可能バス台数、前提とする選択肢)から、学校選択制導入可能性についての評価手法を開発し、それを報告した。同手法に基づく集計結果として、1) 都道府県別、自治体種別にみた差異、2) 学校選択制が導入可能な自治体の人口密度、3) 導入可能な自治体の割合と政策変数との関係、に関する分析結果を示した。

本図会員からは、昨今の通学区域弾力化を政策理念から理解することが提案された。その基本的視座は、1) 通学区域弾力化とは、教育政策形成と実施の「変容」を端的に反映したものとして捉えられる、2) その「変容」は、日本独自のものではなく、諸先進諸国の動向と連動するものであり、ポスト福祉国家としての政策理念に由来する、である。具体的には、通学区域弾力化をめぐる政策が、今日の行政改革により大きく前進し、その行政改革はポスト福祉国家としての政策理念に基づくと理解できることや、諸外国において学校選択制が進展していること、学校選択制と通学区域弾力化の関係ならびにポスト福祉国家政策に基づく通学区域弾力化の二つの可能性などが報告された。

笹井氏の報告は、中央ならびに地方の教育政策形成・実施者として、通学区域弾力化の動向と可能性をご教示頂きたいという企画者の依頼をうけて行われた。香川県における弾力的運用の詳細と、自治体レベルでは規制緩和に伴う混乱が危惧されることが指摘された。

3. 議論

フロアからは、各地で進行している通学区域弾力化と地域社会形成との関わりを中心に意見がだされた。足利市、東京都荒川区、草加市という人口動態に大きな変容が生じている地域における試みが紹介され、各

地の実態は諸要因をはらみつつすでに多様に進行していることが指摘された。このような実態のなかで、地域共同性をどのように構築していくか、ネットワーク式に施設利用が行われている障害児の学習状況に学ぶ必要があるのではないかと、等の意見もだされた。

諸提案をもとに、今後も通学区域制度について積極的に関わりつつ議論を継続していくことが確認され、盛会のうちに閉会となった。

18名の参加者がえられた。(文責 本図愛実)

危機に立つ教職課程(Ⅱ)

企画者 田子 健(名城大学)
司会 田子 健(名城大学)
提案者 奥田 泰弘(中央大学)
藏原 清人(工学院大学)

教養審第1次答申(97年7月28日)は、教職科目の増加と教科科目減、中学教育実習期間の大幅延長など、そのまま実施されるならば、今日の開放制教員養成制度に対して重大な影響を与えるであろうとの見地から開催した。今回も予想を越えた数の参加を得た。

冒頭、「本ラウンドテーブルの経緯と目的」について、田子から提起の後、ふたつの提案を受け、出席者からの質問と全体での討議を行った。終始活発な雰囲気進むラウンドテーブルとなった。

まず、奥田泰弘氏(中央大学)は、「一般大学教職課程の現状と将来展望—全私教協事務局長の経験から—」と題し、98年5月までの4年間、全私教協事務局長として私立大学の立場から教職課程改革に取り組んできた経験から提案を行った。

今回の教免法改訂の動機には、国立大学教員養成系大学学部定員5000人削減など、外部要因の影響が強く働いている。周知の通り、88年免許法改正による新しいカリキュラムのもとでの免許取得者を送り出すようになってから数年しか経ていないことから、教職課程の側からこの改訂を支持することには消極的にならざるを得ない。というよりも、改訂内容から見て、私学教職課程の多くが、学生の履修負担増から学部教育との間に矛盾を生じ、危機を迎えることになるのではないかと危惧し、全私教協として免許法改正を中止するよう求める態度表明を行ったところである。国立教員養成系による教員養成の独占化の傾向は、多様な能力ある若い教員を育てる道筋を閉ざすことになりかねない。

今後の展望は、一般大学教職課程こそが、「得意分

野を持つ個性豊かな教員」の養成に適していることを教員養成の論理として明らかにする仕事とともに拓かれるだろう。これは、「教職に関する科目」を教育現場を変え得る豊かな内容に創造する努力と並行するものである。

続いて、藏原清人氏(工学院大学)から「改正教育職員免許法と大学における課程認定申請」として、教育職員免許法改正の問題点と大学における課程認定申請に対する考え方が提案された。

法改正の最大の問題点として、高等教育の政策決定に関係団体の関与を求めるユネスコ勧告が存在するにもかかわらず、教職課程の総単位数を59単位として維持しながら、カリキュラム構成を「教職に関する科目」重視に改めるという、学界、教員養成当事者間で何らの一致もない事由が審議会の見解となり、法改正に結果していることが挙げられる。その内容は事実上の目的養成論であって、免許基準を緩和し多様な人材を教員に迎え入れる可能性を拡大しながら、養成・採用・研修の関連のなかで教員の豊かな能力を形成することをめざす開放制教員養成制度の今日的な展開を阻害する。今日、教職課程担当者は、一般大学が教員養成にはたしている役割(中学教員の5割、高等教員の8割を養成)を十分に自覚し、再課程認定申請を行い、新法のもとでの教職課程運営を続けることが肝要である。

当ラウンドテーブルは、2000年夏の学会まで継続開催し、その時々々の答申など政策課題と教職課題のカリキュラム及び運営上の問題などの情報交換、意見交換の場として行きたい。今後もこのラウンドテーブルへのご協力をいただければ幸いである。なお、資料集(B4で30枚)を作成し、当日参加者に配布した。出席者約60名。(文責 田子 健)

北東ユーラシア・北太平洋諸国の大学改革

——国際性と地域性の視点から——

企画者 竹田 正直(北海道大学)
司会 所 伸一(北海道大学)
発表者 竹田 正直(北海道大学)
ピョートル・シャリーモフ(北海道大学大学院)
ケビン・ウィルソン(北海道大学研究生)
オリガ・ボンダレンコ(北海道大学研究生)
所 伸一(北海道大学)

竹田正直は、北東ユーラシア・北太平洋諸国において、1980年以降、とくに、18歳人口の減少、科学技術の発達、情報革命、社会体制の激変や民族問題の激